

国民健康保険法

第1条(目的)

この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

第2条(国民健康保険)

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

第3条(保険者)

- 1 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。
- 2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

第4条(国及び都道府県の義務)

- 1 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。
- 2 都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。

第44条(一部負担金の減免等)

- 1 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。
 - 一 一部負担金を減額すること。
 - 二 一部負担金の支払を免除すること。

第77条(保険料の減免等)

保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

国民健康保険の資格証明書及び短期被保険者証の交付世帯の状況

平成28年6月1日現在

市名	被保険者数	滞納世帯数	資格証明書交付世帯数	資格世帯/滞納世帯	短期被保険者交付世帯数	短期世帯/滞納世帯
下関市	66,304	3,837	1,017	26.51% ①	1,813	47.25
宇部市	39,785	3,787	273	7.21% ⑩	1,521	40.16
山口市	41,079	3,894	502	12.89% ⑤	554	14.23
萩市	14,654	1,738	53	3.05% ⑪	397	22.84
防府市	26,820	1,942	250	12.87% ⑥	308	15.86
下松市	12,818	1,027	47	4.58% ⑫	343	33.40
岩国市	36,060	3,887	504	12.97% ④	606	15.59
光市	13,736	826	74	8.96% ⑧	271	32.81
長門市	10,063	438	59	13.47% ③	225	51.37
柳井市	9,071	483	36	7.45% ⑨	155	32.09
美祢市	6,267	596	0	0.00% ⑬	172	28.86
周南市	35,950	3,014	376	12.48% ⑦	1,016	33.71
山陽小野田市	14,565	1,602	217	13.55% ②	428	26.72

*被保険者・滞納世帯数は平成26年「大阪社会保障推進協議会資料による」

横浜市国保 被保険者資格証明書・短期被保険者証交付世帯

		H25.10.1	H27.4.1	H27.9.1	H27.10.1	前月比	4/1比
鶴見区	資格	3246	1,780	1,332	0	▲ 1,332	▲ 1,780
	短期	4249	2,223	2,241	6,975	4,734	4,752
	計	7495	4,003	3,573	6,975	3,402	2,972
神奈川区	資格	2248	947	739	33	▲ 706	▲ 914
	短期	3056	57	98	4,336	4,238	4,279
	計	5304	1,004	837	4,369	3,532	3,365
西区	資格	1306	850	588	7	▲ 581	▲ 843
	短期	1749	463	581	2,689	2,108	2,226
	計	3055	1,313	1,169	2,696	1,527	1,383
中区	資格	2598	1,499	915	92	▲ 823	▲ 1,407
	短期	3441	928	1,166	4,956	3,790	4,028
	計	6039	2,427	2,081	5,048	2,967	2,621
南区	資格	2395	1,778	1,336	3	▲ 1,333	▲ 1,775
	短期	4583	2,001	2,155	6,346	4,191	4,345
	計	6978	3,779	3,491	6,349	2,858	2,570
港南区	資格	655	450	339	19	▲ 320	▲ 431
	短期	2572	1,167	1,152	2,839	1,687	1,672
	計	3227	1,617	1,491	2,858	1,367	1,241
保土ヶ谷区	資格	1649	951	659	0	▲ 659	▲ 951
	短期	2401	901	1,030	3,438	2,408	2,537
	計	4050	1,852	1,689	3,438	1,749	1,586
旭区	資格	1460	937	681	0	▲ 681	▲ 937
	短期	2668	615	692	3,246	2,554	2,631
	計	4128	1,552	1,373	3,246	1,873	1,694
磯子区	資格	1195	904	614	2	▲ 612	▲ 902
	短期	1959	580	701	2,543	1,842	1,963
	計	3154	1,484	1,315	2,545	1,230	1,061
金沢区	資格	722	317	238	0	▲ 238	▲ 317
	短期	1563	801	796	2,097	1,301	1,296
	計	2285	1,118	1,034	2,097	1,063	979
港北区	資格	2364	1,492	1,054	37	▲ 1,017	▲ 1,455
	短期	3466	1,060	1,237	4,782	3,545	3,722
	計	5830	2,552	2,291	4,819	2,528	2,267
緑区	資格	1208	784	568	339	▲ 229	▲ 445
	短期	1506	494	598	2,007	1,409	1,513
	計	2714	1,278	1,166	2,346	1,180	1,068
青葉区	資格	1848	706	554	0	▲ 554	▲ 706
	短期	2384	1,212	1,189	3,970	2,781	2,758
	計	4232	1,918	1,743	3,970	2,227	2,052
都築区	資格	1202	478	351	0	▲ 351	▲ 478
	短期	1807	745	711	2,314	1,603	1,569
	計	3009	1,223	1,062	2,314	1,252	1,091
泉区	資格	878	585	372	0	▲ 372	▲ 585
	短期	1314	403	503	1,768	1,265	1,365
	計	2192	988	875	1,768	893	780
栄区	資格	280	174	129	43	▲ 86	▲ 131
	短期	826	202	201	594	393	392
	計	1106	376	330	637	307	261
戸塚区	資格	1588	1,007	691	0	▲ 691	▲ 1,007
	短期	2009	580	725	2,934	2,209	2,354
	計	3597	1,587	1,416	2,934	1,518	1,347
瀬谷区	資格	904	492	359	0	▲ 359	▲ 492
	短期	1559	768	765	1,767	1,002	999
	計	2463	1,260	1,124	1,767	643	507
横浜市計	資格	27746	16,131	11,519	575	▲ 10,944	▲ 15,556
	短期	43112	15,200	16,541	59,601	43,060	44,401
	計	70858	31,331	28,060	60,176	32,116	28,845

平成26年度 国保滞納世帯数・差押え件数・金額

		市町村名	国保滞納世帯	差押え件数	件数/滞納世帯率	差押え金額	1件当差押金額
山口県	1	下関市	3,837	24	0.60%	17,639,852	734,994
山口県	2	宇部市	3,787	39	1.00%	24,059,156	616,901
山口県	3	山口市	3,894	782	20.10%	262,639,741	335,856
山口県	4	防府市	1,942	689	35.50%	107,218,548	155,615
山口県	5	下松市	1,027	190	18.50%	71,402,757	375,804
山口県	6	岩国市	3,887	19	0.50%	4,076,882	214,573
山口県	7	山陽小野田	1,602	192	12.00%	9,093,362	47,361
山口県	8	光市	826	59	7.10%	27,825,250	471,614
山口県	9	柳井市	483	86	17.80%	18,850,538	219,192
山口県	10	美祿市	596	111	18.60%	1,673,925	15,080
山口県	11	周防大島	471	5	1.10%	2,052,900	410,580
山口県	12	和木町	57	19	33.30%	965,275	50,804
山口県	13	上関町	47	1	2.10%	642,200	642,200
山口県	14	田布施町	171	11	6.40%	608,000	55,273
山口県	15	平生町	242	6	2.50%	2,642,350	440,392
山口県	16	阿武町	26	3	11.50%	454,803	151,601
山口県	17	周南市	3,014	182	6.00%	7,692,614	42,267
山口県	18	萩市	738	427	57.90%	134,691,310	315,436
山口県	19	長門市	438	217	49.50%	79,026,888	364,179
山口県合計			27,085	3,062	11.30%	773,256,351	252,533

大阪社会保障推進協議会ホームページより

滞納処分状況

単位:件 円

平成27年度

区分	預貯金	生命保険	出資金	給与	年金	その他債権	動産	不動産	合計
件数	202	31	1	19	9	5	0	4	271
金額	6,307,069	1,944,369	5,000	6,713,230	1,450,851	4,517,243	0	0	20,937,762

平成26年度

区分	預貯金	生命保険	出資金	給与	年金	その他債権	動産	不動産	合計
件数	190	29	1	25	7	8	0	0	260
金額	9,089,944	3,451,247	281,000	6,753,783	806,681	2,762,500	0	0	23,145,155

平成25年度

区分	預貯金	生命保険	出資金	給与	年金	その他債権	動産	不動産	合計
件数	149	46	0	15	0	5	0	7	222
金額	6,232,045	11,645,592	0	6,007,369	228,000	966,000	0	0	25,079,006

山陽小野田市平成27年度決算資料より

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

保国発第 1030001 号

雇児総発第 1030001 号

平成 20 年(2008 年)10 月 30 日

(平成 22 年 5 月 26 日改定)

都道府県民生主管部(局)長 殿

都道府県

各 指定都市 児童福祉主管部(局)長 殿

児童相談所設置市

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の運用についての基本的考え方

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 資格証明書の交付に際しての留意点

資格証明書の交付については、1 のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、その際は、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないよう、可能な限り 文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し

滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、保険料の減免制度及び生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。
また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

滞納世帯に対しては、短期被保険者証を経ずに資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 高校生世代 以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者(同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。以下同じ。)があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。

新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際にも、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、そのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることが出来ない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(4) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、(1)及び(3)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。